「保健関係について」

**スポーツ振興センターについて**

　学校の管理下では、休憩時間や体育の時間など様々な状況において、けがをすることがあります。日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、子どもが学校の管理下でけがなどをした時に、保護者に対して給付金（災害共済給付）を支払う制度です。  
　この制度に加入するためには、加入同意書および掛金の支払いが必要となります。加入同意書については新入生説明会、もしくは入学後学校にて配付されます。掛金は年間４６０円です。

【学校管理下とは？】

①　授業中…各教科、遠足、修学旅行、大掃除など  
②　学校の教育計画に基づく課外指導中…部活動、夏休み中の水泳指導など  
③　休憩時間中及び学校の定めた特定時間中…始業前、業間休み、昼休み、放課後  
④　通常の経路及び方法による通学中…登校中、下校中  
⑤　その他

さらに詳しい説明は、[JAPANSPORTS COUNCIL 学校安全 Web 災害共済給付（インターネット）](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/Default.aspx)に掲載されています。

**保健注意情報について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ・[本日の熱中症指数](http://www.wbgt.env.go.jp/graph_ref_td.php?region=05&prefecture=51&point=51331&refId=1) |  | ・[インフルエンザ、小児感染症情報](https://www.toyohashi-ishikai.or.jp/surveillance/syounikansen_top.html) |
| （環境省熱中症予防センター） |  | （豊橋市医師会） |